

## 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介（第六回）

— 近江帰国後の西川吉輔 その一 —

武知正晃

## I はじめに

## (一)

前回までの五回の史料翻刻により、明治初年から明治六年初頭までの西川吉輔筆書状を紹介した。今回から西川吉輔が出張先の長崎から帰国し、近江に活動の場所を定めた明治七年から西川が死去する明治一三年までの書状を翻刻・紹介することにした。まずは、明治初年の地方における布教の問題をめぐる現在の研究状況をまとめることからはじめたい。

## (二)

これまで、明治初年の地方における布教をめぐる問題については、歴史学研究、神道史研究、仏教史研究、教育史などの分野において研究が積み重ねられてきた。戦前においては、藤井貞文、徳重浅吉などから始まり、戦後は宮地正人、清水秀明、羽賀祥二、田中秀和、秋元信英、幡鎌一弘、小川原正道、谷川譲といった研究者により研究が進められてきた。

本来ならば、これらの先行研究以外にも近世後期から明治初年にかけての国学研究の動向や、神道行政や宗教をめぐる問題、さらに二〇一〇年に刊行された島園進の『国家神道と日本人』など、すべてにわたり詳細な検討をする必要があるのだが、なにぶん広範囲におよび筆者一人では及ばない部分もあり、また紙面の問題からも不可能なので、西川を論じる際に特に関係する部分について言及することにする。

まずは神道史研究における先行研究としては、藤井貞文の研究をとりあげなくてはならない。藤井は戦前からこの時期の布教をめぐる問題に着目し、「宣教使の長崎開講」「明治政府の長崎県布教」を執筆する（藤井①②）。藤井が長崎における布教に着目したのは、当時の布教の抱える重大問題——対キリスト教問題——がもつとも集約的に現れる地域が長崎であったからである。つまり長崎の問題を解明することが、明治初年における神道布教の持つ本質を明らかにすると藤井がみなしたからに他ならない。戦後になり藤井は北海道の問題をとりあげるが、これも開港地函館を抱える北海道がきわめて重要な場所だからである。それと同時に、北海道は明治になり日本の領土として本格的な統治下にはいる。そこには日本人以外にもアイヌ民族など多様な人々が存在するが、それらを「日本人」として統合することが急務となる。したがって、そこでは「国民

布教」という問題が他の地域よりも極めて重要な問題として立ち現れることになる。藤井がこれらの地方に着目したのは極めて戦略的な理由があつたことであつた。ちなみに、長崎での布教の問題を扱った論文「宣教師の長崎開講」には布教の状態を示す史料として西川吉輔の書状が引用されている。本史料紹介第三、四回では長崎における布教活動に関する書状を翻刻紹介したが、筆者は西川の書状を翻刻しながら、戦前の段階で西川の史料に狙いをつけていた藤井貞文の嗅覚の鋭さを改めて認識した。筆者の史料紹介も藤井が戦前の段階では示すことができなかった当時の状況を明らかにしたという点で研究史上にいくばくかの貢献ができたと思っている。

七〇年代後半から八〇年代初頭にかけて、藤井は引き続き地方における布教に関する論文を発表する。そして藤井は一九七七年に『明治国学発生史の研究』を発表する。この本は「明治国学」とあるが、内容は祭神論争の話が中心である。明治初年の布教は最終的に祭神論争という一大論争へとつながっていくのであるから、藤井がこの問題について著作を残したのは当然のことではある。この本では、幕末から明治初頭にかけて活躍した多くの国学者、神道家が登場する。しかし、この本で取り上げられている内容はほぼ神道世界の話のみであり、当時の地域社会と神社世界との関わりといった点については記述は少ない。藤井は戦前の論文「宣教師の長崎開講」の中で、布教の成果について、それを証明する史料を探しても、それにたどり着けなかったと記述している。藤井の希望は当時の布教が日本の地域社会にどのような影響を与えたのかを解明することにあつたのであろう。しかし、それを証明する史料にはうまく出会わず、最終的に幕末国学者や神道家たちの布教は閉じられた神道世界のみ活動の場所を見いだすことしかできなかった。逆の言い方をすれば社会的な影響はさしてなかった、という極めて消極的な結末に至る

ことになった。

したがって、このような結論の後になされる地方における布教をめぐる研究は、必然的に制度的な側面の解明へと焦点が移ることになる。この傾向は神道事務局が設置された明治八年以降を扱う論考になると顕著となり、皇典講究所や國學院大學の成立の問題（戸浪）、あるいは教派神道成立の前史という位置づけが中心となっていく。

一方、歴史学分野においても、明治初年の布教の問題については神道を素材としながら研究が進んでいく。現在ではさまざまな批判が為されるが一九七〇年に刊行された村上重良の『国家神道』の影響力を無視することはできないだろう。村上の後、歴史学分野では中島三千雄が「大教宣布運動と祭神論争―国家神道の確立と近代天皇制イデオロギー」を執筆しその後精力的に研究を発表していく。

地方における布教については、宮地正人が「近代天皇制イデオロギー形成過程の特質」を執筆し、中島説を批判しながら、静岡をフィールドにし、天皇制イデオロギーの注入という視点から地方の教化政策を教部省政策の中に位置づけていった。

このような中、一九七〇年代最後の年に安丸良夫『神々の明治維新』が刊行される。安丸の著作は、明治初年の神仏分離と廃仏希釈という問題を、「日本人の精神史に根本的といつてよいほどの大転換」として捉える。そして、この問題を単に近代史の問題として理解するのではなく、近世にまで遡り長いスパンからの分析をこころみため、他の安丸の著作とともにこの後の近代宗教研究に対して大きな影響をあたえることになる。

一九八〇年代にはいると、羽賀祥二が、「東北各県の中小教院と仏教―教部省官員石丸九郎の活動を通して―」（のちに「地方教院体制と仏教」と改題して『明治維新と宗教』に収録）を執筆し、東北地方の中小教院体制の

成立過程をあきらかにしつつ、この時期の地方教化政策が中央の教部省、中央から派遣された教部省官員石丸の思惑、地方の県政をになう地方官との間で揺れ動いていく様を明らかにした。

さて、八〇年代から九〇年代にかけて、神道研究・歴史学研究においては村上重良らに対する批判的再検討がなされていくが、この時期の研究の進展に大きな影響を与えたのが一九八八年の日本近代思想大系『宗教と国家』の刊行であろう。本書には明治初年における宗教をめぐる動向の他、明治六年に静岡県で藤岡好古や平山省齋らがおこなった布教に関する史料が掲載されている。この時期の地方における布教の実態を示す史料が史料集という形で刊行され、容易に見ることができるようになった点は大きい。さらに同書に収められた「宗教関係法令一覧」も研究者に多いなる利便性を与えるものであった。ちなみに、藤岡好古は西川とともに長崎で布教にあたった人物である。長崎において布教活動を経験した人物が、その後日本各地で布教にあたっていくことにも着目しておきたい。

さて、明治初年における布教の問題は近代史のみの問題ではない。明治初年の神仏分離などの動向は近世以来の動向と密接不可分である。近世史の側から明治初年の布教の問題にまで言及した研究者が田中秀和である。田中は八〇年代後半から九〇年代にかけて東北地方、北海道などフィールドに、近世段階の東北諸藩の宗教政策、幕末段階での神職編成などを明らかにし、それが維新时期、明治期とどのように変容していくのかを明らかにしていった。しかし、残念なことに田中自身が若くして亡くなったことから、著作『幕末維新时期における宗教と地域社会』も遺稿集という形になっており、本来あるべき総論が書かれなかったのが惜しまれる。

歴史学研究においては、基本的に神道を機軸とする布教の問題は天皇

制イデオロギーの上からの注入という視点で論じられる傾向がよかった。したがって、神道家や国学者が地方で行ってきた布教活動も、天皇制イデオロギーの注入という評価に落ちつくことになる。九十年代以降になるとこのような傾向に転機が訪れる。その契機となったのが戦後歴史学の転換であろう。戦後歴史学において影響力をもったいわゆる講座派理論にもとづく歴史認識が力を失っていったことが、この時期の布教をめぐる研究にたいして大きな影響を与えることとなる。

第二の契機となったのが国民国家論の登場である。具体的には、教導職などを布教活動を国民統合の回路として評価する山室信一の研究（山室）、国民国家論の立場から復古と開化は相互補完的な関係であったと主張する牧原憲夫らの研究である（牧原①）。また、八〇年代から神道の研究を進めてきた羽賀も、九〇年代に刊行した著作の中で、明治初年の布教を地域の神職たちにとって近代的神職になるための「トレーニング」であったと主張する。もちろん、山室信一や羽賀祥二の研究を国民国家論とまとめることには異論はあるかもしれないが、上からのイデオロギー注入よりも、国民自らの積極的な国民化を重視するという点では同じ範疇に入れることができよう。そして、このような方法的な変化とともに、近年では史料発掘が大きく進展し、小川原正道『大教院の研究』や谷川謙『明治前期の教育・教化・仏教』といった研究がうまれることとなる。この他にも静岡県で教導職として活動した平田門人を取りあげた坂本冬実の研究などがあり、現在では、布教にあたった神職や教導職たちが地域社会の中に「開化」的な知識や情報をもたらし、地域の近代化に何がしかの貢献をしたのではないかという点で、かなり共通の見解に達しているといえよう（坂本）。だが、坂本自身も著作の中で指摘しているように、近代化に貢献したという側面と、それが明治における近代天皇制の成立の中でどのような役割を果たしたのかという点は今でも看

過できない論点となっている。

(三)

さて、以上のように近年における研究動向においては、明治初年における布教の問題は国民統合や地域の近代化という視点などかなり積極的な位置づけがなされていると総括できよう。この点は、これまでの西川の史料翻刻を行う中でも確認できる傾向である。しかし、その一方で近年の研究において看過されている問題も存在する。近年発表された研究をもとにこの点を整理しておこう。

一つ目の論点は「宗教化」という論点である。遠藤潤は著書『近世社会と平田国学』の中で、平田国学の「宗教性」という問題の再検討を試みている。平田国学の宗教性という論点については、田原嗣郎が平田国学を「宗教化の過程」と評価したように従来からも指摘されていた(田原)。そして、文久期以後の平田国学は宗教性を失い政治化していくというのが通説となっている。

しかし遠藤は、これまでの研究における「宗教化」という議論はテキストを中心とする思想的な検討が主であり、社会的側面から「宗教化」という問題を捉える視点が弱いと批判する。そして、宗教的視点に対する研究には、一教義 二宗教的实践 三教団組織の三要素の視点からの分析が必要であると主張する。遠藤の論点の中で特に西川を分析する際に参考となるのが、平田門と白川家との関係である。遠藤は近年、井上智勝による近世神社研究を参考にしつつ、平田門人の吉田・白川家への接近を、後発の宗教集団である平田門が伝統的権威を持つ宗教集団から宗教的な権威を得るための活動と定義し、平田門の運動を「宗教性のひとつの形態」と定義した。

一方、幡鎌一弘は、同じく井上智勝の神社研究および近年の近世史における神社研究の動向を批判的に検討し、「行法の伝授」を論点に吉田家と地方神社との関係の再検討を主張した(幡鎌④)。さらに論文「徳川時代後期の神道と白川家」の中では、「明治維新时期に否定された、吉田家や白川家の活動は形を変えつつも、明治初期に教団化していく神道系宗教教団の基本を形作っている」と主張し、特に白川家を素材にしてその枠組みを提示した。幡鎌によると、白川家の勧進数は一八七二(文政一〇)年を境に増大し、入門者も増加をはじめ、その増加の波は一八六二(文久二)年から飛躍的な数になると主張する。その理由は定かではないとしながら、「国学との結びつき」「社会不安の増大」などが原因との仮説を提示した。

遠藤・幡鎌の両研究とも、くしくも平田門と白川門との重層性や宗教化について指摘している。西川と白川家の関係については、本史料翻刻の中でも触れてきた。西川の白川家学館入の問題(史料翻刻第五回書状①)や、預かり金の問題(史料紹介第二回書状①)などである。筆者自身もこの史料翻刻を始める以前から遠藤の論文により西川が白川家の学士となったことについては知っていたが、この史料翻刻をするまで具体的な史料には接することができなかった。周知のごとく明治になり神職の世襲が廃止され、試験制度が導入されてゆく。西川自身も神職の世襲制には厳しい批判を行っていた。西川の明治の日記にはしばしば滋賀県各地の神職たちの来訪記事が記述されている。地域の神職たちが近代神職として生き残っていくために、西川とのパイプが重要な役割をはたしたものとと思われる。幕末の段階で生まれた西川と白川家との関係が明治以降の近江の神職たちの近代にどのような影響を与えていくのかが検討課題として浮かび上がる。

二つ目の問題が近年の制度史偏重という問題である。島園進は近著の

中でここ三〇年の神道をめぐる研究、とりわけ近代史の側からなされる研究は基本的に制度史的研究が中心であったと指摘する。この点は何も島園のみが主張しているころではなく、すでに幡鎌も明治初年の宗教政策をめぐる研究を「中央の行政史的分析に傾く嫌いがあり」と批判し地域研究の積み重ねの必要性を主張している(幡鎌②)。

島園は近年の歴史学研究においては抽象的な学術概念よりも史料用語をそのまま分析概念として使用する傾向が強く、方法的省察が必要とする思想史研究などが進展しなかったと指摘する。この結果近代史の側からの研究は皇室祭祀や国体論を国家神道から切り離し、無自覚的に制度史的研究を積み重ねることになったという。一方、神道学系の研究者は、国家神道を支えた神社という批判を免罪するために、国家神道を狭く定義する戦略をとったと主張する。言うなれば歴史学における「無自覚」と神道研究における「確信犯」という相乗効果が、制度史的な研究の積み重ねを生み出したと総括する。

この島園の総括について、制度史的研究への傾斜という現象は指摘のとおり事実であろう。このような傾向は学問の発展という面からは改善される必要がある。しかし、この問題には現在の研究をとりまく環境も一因にあるものと思われる。現在の大学における研究をとりまく環境は「劣化が進行」していると指摘されることがある。具体的には、任期制度の導入、研究資金の獲得といった点である。短期間に業績を量産しないと次の職はないし、資金の獲得もままならない。この問題はなにも個人だけの問題でなく、大学の組織自体も競争原理にさらされている。

島園進は「宗教や思想の歴史を理解するには、人間の観念や実践をとらえるための方法的省察が必要である」と主張する。そして、宗教や思想を研究するための史料がどこに伝来し、それをどのように分析するかそれを検討し続ける必要があるとする。まことにそのとおりである。西

川吉輔に関しては現在までのところその思想を体系的に追える著作が存在していない。したがって、残された書状や日記から彼の実践活動を復元し、そこから西川の思想を分析するしかない。筆者がこれまで行ってきたことが島園の評価に値するものなのかどうかわからないが、筆者なりに書状の翻刻と分析を通じて西川の思想を多少なりとも明らかにしたと認識している。しかし、筆者のような研究スタイルは正直なところ極めて非効率的である。

平田国学は幕末から近代にかけて挫折した運動である。それでも国学者の場合は、地方の神職という社会的な地域を獲得するため史料が継承されていく。しかし、神社という「宗教組織」に伝来するためか史料の公開という点ではその機会は少なく、西川吉輔の場合は神社に史料が伝来しなかった(武知⑧)。現在行っているこの史料翻刻の史料も、筆者が始めて西川の論文を書いたころはまったく知られておらず、その存在を知ったのは二〇〇〇年前後である。それから閲覧が実現したのが二〇〇四年であり、ようやく論文や史料紹介として成果を発表できるようになったのが二〇〇六年からである。現在の研究をとりまく状況においてこういった研究スタイルが推奨されるものかといえ、この点は躊躇せざるをえない。

#### (四)

次に、近江という地域にしばらく研究の現状をまとめた。近江の明治初年における布教については、残念ながらまとまった成果は存在しない。その理由のひとつとして史料的な問題があげられる。この時期の布教をめぐる問題を考察する際に利用される「社寺取締類纂」などにもなぜか近江の史料は少なく、地方布教の中核となる中教院の成立についても記

述がない。近江は、明治初年の日吉神社での神仏分離騒動が著名である。この事件については、慶應年間の日吉大社の動向を分析した佐藤真人の「日吉社における神仏分離遂行の経緯―慶應四年までを中心に―」が極めて重要な成果である。しかし、この論文であつた後の時期については、その後論文は発表されていないようであり、近年國學院大學で行われたCOE「二一世紀プログラム」においても滋賀県を対象とした史料調査は行われていない。

この他に、この時期の近江における布教の問題について触れている可能性があるものとして滋賀県下の各自治体史があげられよう。西川が赴任した日吉大社については、明治初年における神仏分離をめぐる騒動が特に有名である。この騒動については『新修 大津市史』が取り上げているが、残念ながら西川が赴任した明治七年以後の動向はまったく取り上げられていない。ちなみに、西川についてもその動向を正面から取り上げた自治体史は、旧『彦根市史』および近年刊行された『新修彦根市史』を除くと皆無である。その理由の一つとして考えられるのが、西川の日記が対象とする地域は滋賀県全体におよんでおり、個々の市町村史編纂においては、その当該地域の歴史を語る史料とは見なされなかつたからであろう。本来ならば、滋賀県全体を扱う『滋賀県史』などで取り上げられるべきだったかもしれないが、残念なことに戦後『滋賀県史』は編纂されていない。

明治初年における滋賀県各地の布教の動向がとりあげられるようになるのは、『新修大津市史』以降に編纂された、『新修草津市史』『蒲生町史』『野洲町史』などからである。上記の自治体史では、明治初年の神仏分離の状況、教導職による布教の様子などが簡略ながらも記述されるようになった(武知⑧)。

滋賀県における布教の問題を研究対象とする際に重要な史料となるの

が、滋賀県庁文書である。近年京都府庁文書が重要文化財に指定されるなど、近代行政文書の史料的研究が進み、近代行政文書の公開・利用のための制度作りが急務となっている。しかしながら、滋賀県庁文書はそのような状態にはなっていない。筆者が滋賀県庁文書を始めて閲覧したのは九〇年代後半であつた。そのころは滋賀県庁の県民情報局に向いて閲覧を行った。その史料閲覧の成果が拙稿「天皇巡幸と『陵墓』の確定―弘文天皇陵の確定を素材として―」である。しかし、その後個人情報取り扱いなどの規定が厳しくなり、史料閲覧にもいろいろと制約がかされるようになった。幡鎌一弘が奈良県庁文書を素材にして、奈良県の神社行政に関する基礎研究をおこなつたが(幡鎌①)、それと同様な作業が滋賀県においても必要と思われる。しかし現在の筆者自身にとっては困難な状況にある。このような状況を考えると、西川の書状の翻刻紹介と年代比定を行うことが、この時期の滋賀県における神道布教をめぐる基礎史料の整備という点で重要な意味を持つことになろう。

#### (五)

出発点として、この時期の近江における布教についてはその布教に関わつた西川の研究に頼るしかない。その研究とは昭和四六年に刊行された小林正彰による伝記本『西川吉輔』である。この中で西川の布教活動が紹介されている。ちなみに長崎出張から帰郷後の西川の動きを伝記本をもとに簡略にまとめると以下のようになる。

明治 七年 三月三〇日 日吉神社大宮司に就任。同時に大講義に補せられる。

四月三〇日 滋賀県内神道教導職取締に任命される。

一二月 四日 日吉大社において、小宮司と対立。自らの罷免か小宮司の転任を要求する。

明治 八年 五月 九日 長浜八幡神社鎮座八〇〇年祭の祭王を勤める。

八月二四日 滋賀県下神道事務分局長に就任。

九月二日 小教正に補せられる。

明治 九年一〇月二四日 中教正に補せられる。

一二月二八日 神宮第八教区滋賀県教会会長となる。

明治一一年 一月二九日 日吉神社の新「分課章程」を作成、披露する。

五月 湖北地方を遊説

一月二四日 三井寺御幸山において歩兵第九連隊の西南

戦争戦死者招魂祭の祭王を勤める。

明治一二年 一月 六日 彦根千代神社祠官の兼務を許される。

九月 一日 大阪府生国魂神社宮司となるが、辞職を出

し、赴任せず。

明治一三年 四月 今津から湖西地方を遊説

五月一九日 死去

以上のように明治七年以降は基本的に滋賀県を活動の場として、日吉神社の大宮司の地位につき、日吉神社の制度改革や布教活動を行うことになる。小林のスタンスは一貫して西川の「奮励尽力」を描く点にある。

しかし、この小林の本もあくまで伝記本であり、基本的に西川の動向のみに焦点が当てられている。また、西川の近江での活動が中心であり、西川の長崎における活動については全く触れられていないなどやバランスを欠くものになっていることは否めない。伝記本としての問題を指摘したのが、井上優「史料翻刻 西川吉輔書簡(一)」(井上)である。西川は日吉大社赴任後、旧来からいた神職と対立することになるのだが、

この史料紹介解説の中で、井上は「小林は明治七年の羽鳥少宮司による西川排斥運動とその失敗についてのみはふれているので、その後の第二次内紛を知りつつ触れなかった可能性がある」と推測している(井上)。この井上の推測が正しいかどうか判断の材料を持たないが、小林の『西川吉輔』が伝記本としての限界を持っていることは事実であろう。しかし、まとまった先行研究はこれしかない現状においては、ここから出発せざるを得ないのが現状である。

最後にこの時期の書状についての概要と今後の翻刻掲載の方針について述べておきたい。明治七年以降の書状は大きく分けると、西川の養子八十二郎宛ての書状と、それ以外に対して送られたものとに分類される。西川の養子八十二郎は、家業の不振により明治八年に単身北海道に渡り、函館裁判所に勤務する。そして翌年明治九年九月一日死去する。したがって、八十二郎宛の書状は原則明治九年九月以前のものとなる。

年代比定については、①西川の日記と対照させる。②すでに翻刻紹介されている西川の他の書状と内容を検討する。③書状の内容から判断する。以上三つの方法を用いるしかない。これまでは書状の年代比定に関して幕末から維新にかけての国学研究等が参考になったが、今後はさほど期待できる研究の蓄積はない。②に関しては、井上・山本両氏により翻刻紹介された田中知邦宛書簡が参考になるが、この書簡についても年代比定が厳密とは言い難い部分がある。したがって、地道に日記と書状の内容との照合を行うことがもつとも確実な方法となる。しかし、日記にもすべての書状のやりとりについて記載しているわけではない。

この原稿を書いている時点で、約四五点の書状については年代の比定がすすんでいるが、年代比定に到らないものも多数存在する。いたずらに年代比定に時間をかけるのも非生産的であろう。そこで、今後は年代比定が完了したものを、順次翻刻紹介することにした。年代比定に到

らないものについては、日付などでまとめて翻刻紹介し、後日正確な年代比定を待ちたいと思う。したがって、今回以降年代比定に関しては甘さが残るが、この点はご容赦願いたい。

今回は、第一回として明治七年五月から十一月二四日までの書状のうち、純粹に個人的な内容の書状をのぞく、十四点を翻刻・紹介する。時期的には、日吉大社宮司の職に就任し、滋賀県内の神道行政や神道布教に本格的にコミットし始めた時期である。すでに紹介したように、西川は長崎において長崎地域の神職たちを対象にして、説教の訓練を行うなど近代のあるべき神職像を掲げ、神道布教をおこなっていた(武知⑦)。また、長崎で刊行された神葬祭に関わる書籍を近江の門人に送るなどの活動もおこなっていた。そこでつちかわれた経験が、近江における布教にどのようにフィードバックしていくのであろうか。

## II 史料解題

書状①明治七年五月(通番九六九 吉輔直筆三一九)

書状②明治七年六月一六日付(通番七一八 吉輔直筆六八)

書状①は、「一二日吉田村一三日支那村派出説教之所」という記述が年代比定の根拠である。明治七年の西川の日記「日枝之記 第壹号」(滋賀大西川文書 学芸一四九)の五月四日条に支那村からの説教開設願いがあり、五月一二日条に吉田村で説教、翌一三日に支那村で説教を行ったと記されているため、明治七年五月と年代比定した。書状②については、新しく居を移した坂本の住所が書かれていることや、「一社大改革諸規則 相替勉強致居申候」と日吉大社の規則改正について述べられている点から、明治七年六月一六日と推定した。

滋賀県内の神道教導職取締に就任した直後であり、「開筵ノ評判此一挙ニアリ」とあるように、新たな責任を背負い緊張感あふれる気持ちで伝わってくる書状である。その西川の意気込みが効をそうしたのか、説教の反応は「男女老少大ニ感服殊ニ区长片岡久策大ニ憤念ヲ生シ近傍二三区ノ区长・戸長ヲ来集シ為ニ一席ヲ開キ度旨県長へ建言ノ趣」と大きな反響があったようで、日記にも「今般ノ出張説教大ニ人心ニ適シ風評不悪」(五月一三日条)と書きしるしている。そのためか、「右ニ付穴村・矢橋右片岡宅出張ニ付来ル廿五日迄ハ透間無之来ル三十一日ハ土山村・田村社ノ開講ヲ約シ候事」と、休み無く説教の予定が入ることになった。

さて、この時の説教では西川は何を語ったのであろうか。西川の日記には、「吉輔学校建設ノ至急ヲ弁ス」(「日枝乃記 第壹号」五月三日条)とあり、学校建設の重要性を演説したとされる。西川は長崎における布教で地域の寺子屋師匠を動員するなどし、さらに幼童講義など子供を対象とした説教を積極的におこなっていた。また長崎ではキリスト教徒が学校・病院などの施設を積極的に開き、布教の足がかりとしていることも直面していた(史料紹介第四回書状③)。おそらく西川はこのような長崎経験から早急に学校建設を行い、そこでの布教に自らが積極的に関わることを考えたのであろう。

本書状冒頭にでる「鑄物師村安井氏」とは、蒲生郡鑄物師村にある竹田神社神職の安井吉家である。安井は天保四年(一八三三年)に生まれ、幕末において国学者大国隆正、権田直助らの教えを受け、国事に奔走し、西川とも深い関係のあった人物とされる(『蒲生町史』第二卷)。明治元年には泉涌寺陵武隊に志願・入隊し内侍所の警備にあたった。維新後は、病気などのため郷里の鑄物師村に戻り、竹田神社神職として活躍する。特に教導活動には積極的に関わり、「一級少講義」と教導職の地位にあった。おそらく西川ともその志を同じくしていたのであろう。明治一八

年には、西川とも関係の深い近江八幡日牟礼神社の神職岳らとともにキリスト教排撃に関する嘆願書を作成し、太政大臣三条実美に建白するなど、一貫してキリスト教排撃運動にくわわり、明治二三年に死去する。

書状後半では、坂本に新しい居を移した直後の新しい生活について述べられている。書状②によれば新しい住所は「滋賀郡第十一区上坂本村四百六番屋敷」とされている。書状②では「一社大改革諸規則相替勉強致居申候」とあるが、西川の日記によると、この年の六月に、日吉大社の社務所改革をおこなっており、神社内の組織の規定について議論・検討を行っている（「日枝乃記 第壹号」六月九日・一〇日・一二日条）。やがて、この組織改革が日吉大社の旧来からの神職との対立の一因となっていくことになる。

書状③明治七年七月九日付（通番七〇二号 吉輔直筆五二号）

本書状は、鑄物師村派出について記述されているが、吉輔の日記「日吉乃記 第貳号」の明治七年七月二日条に鑄物師村説教の件が記載されているので、明治七年七月九日と年代比定した。鑄物師村では竹田神社宮司安井の家を訪問し、同村の旭里学校（浄土宗寺院）において説教を行っている。本書状では鑄物師村への派出を延期することが検討されているが、当初の予定どおり訪問が行われたらしい。

本書状中に「実ニ此頃中教院建設一件ニ付園城寺延暦寺ト取合ヒ真最中」とあるように、この前後の日記には中教院問題に関する記事が散見する。書状中の「日吉老人宮司」とは、日吉大社の旧来からの神職をさすもので、西川から見れば旧勢力が「延暦寺ト同心合体シテ衆人ヲ屈服ナサシムルト云浮説相立」と、中教院の主導権を延暦寺のものとしようと画策していたとする。この旧勢力から見れば西川は「大宮司ノ古狸」

であり、西川が日吉大社の大宮司の職にいては「三井寺ノ手障リトナリ法燈消滅之基」となるため、「大教院本省へ内頼免職之策アリト云」と、早くも西川排斥の動きが起こっていると伝えている。

このような中教院をめぐる動き、さらには西川排斥の動きに対して、西川自信は「官幣大社アリナカラ中教院ヲ大津へ被奪候てハ何ノ面目アリテカ全国神官二面ヲムクヘキ哉ト、進退ヲ極メ尽力最中ニ付可相成候」と決意を新たにす。

書状④明治七年八月二四日付（通番七〇八 吉輔直筆五八）

書状⑤明治七年八月二四日付（通番七〇九 吉輔直筆五九）

書状⑥明治七年八月三一日附（通番七一〇 吉輔直筆六〇）

書状④、書状⑤は書状③につづき中教院問題についてふれているため、明治七年と年代比定した。懸案の中教院問題については、「中教院元滋賀院ニ於而建設本省許可」と、滋賀院に開設することが正式に決定したことを述べている。西川の日記によると、この建設許可の知らせは八月八日にもたらされ、八月二七日に西川自身は始めて中教院を訪れている（「日吉乃記 第貳号」八月一八日・八月二七日条）。院長の地位には「延暦寺豪海教正ト老僕兩人」が決定し、「尚又一層当務来月中旬ニハ開院之積」と新たな地位につきさらなる激務がまわっていることを伝えている。

書状④前半には、「鑄物師篤志家之生年御被尋下候哉可相成ハ教職相授り度早々御取斗可被下候」とあるが、この鑄物師村の篤志家とは安井吉家のことであろう。「教職相授り度」とあるが、これは教導職への就任のことをさすものであろう。西川の日記「日吉乃記 第壹号」明治七年五月二二日条によると、五月二二日に西川は教部省大録尾越蕃輔と大津において面会し「教導職撰挙地方官立会ノコト、神官ノ内身持不埒ニ付免

職ノコト」と、教導職への人選に関して、地方官が立ち会うことや、不良神職を免職させることについて議論している。

これまでの史料紹介でもとりあげたように、西川は神職の自覚に関して極めて厳しい姿勢をもっていた(史料紹介第二回書状⑤等)。特に説教など民を導く役割を神職の重要な責務と考え、それを実行しえない神職に対しては情け容赦のない態度をとった。その典型的な事例が、長崎における諏訪大社宮司青木に対する強い批判である(武知⑥)。諏訪大社宮司青木家は最終的に其の職を辞すことになるが、旧来からの神職から見れば西川の日吉大社大宮司への就任はおそらく明治維新の社会変動よりも脅威であったであろう。

おそらく安井吉家の教導職就任については西川の後押しがあったものと推測される。安井が西川から見て教導職に適任者であると見なされたのである。西川のこの時期の日記には近江各地の神職との接触が伺えるが、この教導職への就任という関門をくぐることにより、旧来までの神職と新しい神職と説教へ主体的に参加する神職との分離がなされ、地域の神職たちの間に新しい秩序が形成されていくものと思われる。

書状⑤は書状④と同日の書状。書状⑤ではまず孫娘米の死去について述べられている。米は明治二年三月一九日生まれ、西川権兵衛の養女となっていた。この米が明治七年八月二三日に「不存寄急症」で死去した報を聞き、「実以驚人申候」という事態となったのである。当時の西川は中教院問題で猛烈な忙しさの中にあり、さらに旧友大口祀善が勤務先の日吉大社の権禰宜となり急遽自分の家を仮の住まいとして提供するなど、仕事如山積み状態であった。そこに旧友の田中知邦が伊勢から来るが、その対応さえできない状態であった。八月三十一日付の書状⑥の中で「米子祭霊モ無滞相済候由」とあるように、孫の葬式にも参加できないほどの忙しさであった。さらに書状⑤では辻村栄次郎の病氣、書状⑥

では露女の急病について書かれており、当時西川の身边では親類縁者が病魔に倒れることが続いたようである。中教院の「開場」を前にして「百事大教正卜老僕ニ帰シ」とあるようにますます西川への仕事の負担は重くなっている。西川は書状⑥の最後を「昼夜来人不絶大二疲労候也、身体大丈夫ナリ御安心可被下候也」と結んでいるが、自身の健康の大切さを意識したことであろう。

書状⑦(推定) 明治七年八月(通番八三七 吉輔直筆一八七)

書状⑦は、本文中に山本金木が登場する。西川の日記「日吉乃記 第貳号」の明治七年八月九日条に山本金木が日枝社の権禰宜兼権少講義になるといふ記事があることから、明治七年八月ごろのものと年代比定した。なお、この書状には宛名などがないことから、執筆途中の下書きと思われる。書状中に登場する山本金木は遠州の神職である。山本は、一八二六年(文政九年)に敷智郡宇布見村の社家賀茂家に生まれ、一八四〇年(天保一一年)に引左郡神宮寺村の山本家の養子となる。一八四二年(天保一三年)には吉田家から許状をうける。山本が神職を勤めた涓伊八幡宮は彦根藩主井伊家の産土神であり、神主は井伊家が参詣した際にはお目見えする慣例があったとされる(小野、『引佐町史』)。

滋賀大学経済学部付属資料館に残る「西川吉輔家文書」には、「井伊谷書類」(宗教四〇六)が残る。西川自身も明治初年に井伊谷御墳墓について谷鉄臣宛に書状をしたためており、この問題に深くかかわっていくことになる。西川と山本との関係がいつごろから始まるのか定かではないが、明治七年の権禰宜兼権少講義への赴任も井伊家を媒介とする関係と無縁ではないものと思われる。

書状⑧明治七年九月 四日付（通番七二〇） 吉輔直筆七二〇  
 書状⑨明治七年九月八日付（通番八六一） 吉輔直筆二二二  
 書状⑩明治七年九月一六日付（通番七二三） 吉輔直筆七三二  
 書状⑪明治七年九月二三日付（通番七二四） 吉輔直筆七四〇

書状⑧から⑪まではいずれも九月に出された書状である。書状⑨は、「然ハ教院開筵前百事輻湊御察被下度候」と、中教院開催の記事があるため、明治七年と年代比定した。書状中には「数十名集会披露及演説候處不怪大憤発愉快ヲ極メ」と、巡回説教の評判がかなりのものであったようである。中教院宣伝のための職の話など、書状からも西川の上機嫌ぶりがうかがえる。西川が上機嫌であったのは中教院問題という公的な理由だけではなく、私的な理由も存在していた。その理由とは書状⑧⑩⑪にて述べる吉輔の孫吉之輔誕生である。この時生まれたのは、吉武の次男吉之輔、生まれたのは明治七年九月三日である。書状に出る幸は吉輔の四女で、八十二郎の妻である。この吉之輔は明治三年に谷鉄臣の媒介をへて西川本家の相続人となり、西川貞二郎の長女と結婚する。西川は明治五年長崎赴任中に孫の志奈を亡くしており（史料紹介第三回書状⑫）、さらに書状⑤で見たようにわずか一〇日程前に米を亡くしたばかりであり、この吉之輔の誕生は吉報であったに違いない。またこの吉之輔は吉武のただひとりの男子であった。「幸事男子安産兩人共大丈夫のよし、日本一めでたく安心大慶此上無御座候」という言葉にも西川の喜びがよく表れている。ちなみに吉之輔という名前は書状によると西川自らの占いにより決定したとある。

書状⑪では、「吉之輔宮参りハ何レ来月末迄御延し可被下候、休暇を給り下向可致候」と、中教院問題などで多忙ながらもわざわざ休暇をとり、宮参りへの帯同を希望するなど、西川の溺愛ぶりが伺える。

このような喜びが生まれる一方で、中教院をめぐる問題については「中教院事件延暦寺不条理相重り、応接厳乎トシテ千ウノ声モ上ケサセ不申御一笑可被下候」と困難な状況が生まれていた。

その一方で、「今日モ即刻支那吉田辺へ区長方へ派出 教諭 教院派出方二候、此頃ハ多忙昼夜ヲ不分社頭教院掛持ニ致申候、御察シ可被下候」と有るように、多忙な中でも近隣に村々に出かけ、「教諭」を積極的に行っていったようである。

書状⑫明治七年十月十五付（通番八八〇） 吉輔直筆二三〇〇

書状⑫には山本金木の転任の件が登場する。西川の日記「日吉乃記第貳号」一〇月九日条には山本金木の敢国権宮司への転任の件が記されているので、明治七年と年代比定した。この書状の受け取り人は、「神道組織物語」の著者として知られる国学者の常世長胤である。

書状の中心は佐々木定俊の「御社頭御登用」についてである。書状によると中教院が開催されるも、開始当初ということもあり「御入費モ多分」という状況であり、会計担当として佐々木を採用してほしいという要望である。「同人無之テハ難行届」と佐々木の力量を高く評価している。この佐々木定俊については滋賀大学経済学部付属史料にのこる西川吉輔家文書に関連史料が残されている。その史料は明治七年二月に佐々木定俊から西川吉輔宛にだされた「講究取締並布教伝導触頭之任口達二付口上書」（宗教七）である。この史料では、「今般当国講究所夫□為御検査御派出有之、当沙々貴社ニ於テ更ニ佐々木組之名義ヲ被為立愚昧之小生ヲ以テ右講究所取締並布教伝導触頭ノ任タル可キ之御口達ヲ蒙リ候条職前之面目難有仕合ニ御請申上候」と述べられている。史料中にでる沙々木神社は滋賀県安土町常楽寺にある沙々木神社で、「延喜式」神名帳にも

記載される神社である。もともとは佐々貴山一族の氏神で、後に宇多源氏系佐々木氏の勢力が入り、神社とのかかわりが強くなっていく。神職は佐々木定道の子孫である木村氏が勤めたとされる(『寺院神社大辞典』近江・若狭・越前)。佐々木定俊も佐々木氏とならからの関係を持つ人物なのであるか。史料中に「佐々木組」「触頭」という言葉にも注目しておきたい。おそらく「佐々木組」とは神職の組を指すものではないだろうか。もしそうならば近世以来の神職組織を母体にして講究取締の組織が生まれたことになる。

ここでの西川の希望が受け入れられたのか、どうかは不明であるが、この佐々木の力量を西川が認め推薦したものであろう。書状①②では安井家の事例をみたが、この佐々木の場合も西川との関係が新たな社会的地位獲得への手段となっていたことが伺える。

尚書きの部分には西川から常世に当てた私的用事について触れられている。そこでは、「御著述モノ追々相弘候處、代料モ受取置候条不遠幸便ニ託シ差出シ可申候」と、西川が常世の本の普及に一役かっていたこと、「官社奉仕ノ人員録本省ニ於而上梓之趣佐倉市平へ御命之一部至急ニ御廻シ被下度願上候也」と、東京で刊行された人員録について、近江への発送を依頼している。このような記述内容を見ると、常世と西川との関係は良好な関係のようである。史料翻刻第一回目の黄泉の国論争の部分でもふれたが、常世は『神道組織物語』の中では西川を批判的に記述しており、黄泉国の位置づけをめぐるでも西川と意見と異にする立場であった。意見の対立はありながらも、官吏としては対等の交流を維持していたということであろうか。

書状⑬明治七年十一月一日付(通番八八八 吉輔直筆二三八)

本書状の年代比定については、「吉之輔宮参り八十日比二被成可然」と吉之輔の記事があることや、書状後半の船の事故についての記述が明治七年一月の日記に出るため、明治七年のものと年代比定した。

しかし、それらの記事よりもこの書状で注目すべきは「皇・清ノ葛藤も確説ハ承り不申候へ共御破談勝下歟申風聞有之、弥左様ナラハ説教上ニも関係大注意可致事也」という一文であろう。明治七年という年代を考慮すると、ここでの日本と清国との対立は台湾出兵をめぐる対立であろう。ここで西川が述べる「説教上ニも関係大注意可致事也」という言葉には注目しておきたい。地域で行われる説教の内容は、決して地域に限定された内容ではなかった。常に世界の動きと連動していたのである。

一月一三日には「十三日ニハ平松村学校開講ニ被相頼無急度引受ケ罷在」と平松村の学校開講に際して、その場への参加を依頼されてようである。明治七年五月十日に出された「教部省達乙第二十二号」では、「教院ハ学校ト區別セシム」という通達<sup>⑭</sup>がだされ、「文部省管轄学校ト判然區別」するようにとの指示がだされ、「宗教」と「教育」との分離がなされる。時期的にはこの通達がだされて半年がたつが、この段階ではまだ近江ではそれほど実行されていなかったものと思われる。

⑭明治七年一月二四日付(通番七二五 吉輔直筆七五)

書状⑭も吉之輔が登場するので、明治七年一月二四日と年代比定した。「滞留中程々御配意喜入候也」とあるように、多忙な中近江八幡を訪れ、孫に面会した後の書状である。さて、書状中には「偕其許一身上之儀愚老兼而懸念之次第も有之」とあるように、近江八幡訪問の際、西川と八十二郎との間で、八十二郎の今後のことについて相談があったようである。西川は八十二郎に対して「何事も運命ノ補助無之而ハ不相成ハ

申迄も無之、天賦ノ才各其長スル所アリ其長ヲ伸シ候無而ハ運命甲斐ナシ共難申」「能々所長天賦ノ質ヲ練変死ヲ以御勉強有之度」と、人は天の与えた能力を生かさなくては生きる甲斐がないと説く。ここでの西川の発言は西川の間観を考える際の参考となる。西川は「何事も運命ノ補助無之而ハ不相成」と人の能力を超えた「運命」の存在を肯定する。しかし、西川は単に「運命」のみが人の道を機械的に決定すると理解しているのではない。「能々所長天賦ノ質ヲ練変」と天から与えられた「長する所」を各自が自己鍛錬し、「質」を「練変」させることを重視する。ここで西川がのべる「練変」という言葉に注目しておきたい。これまでの史料翻刻の中で、西川が「自主自立」といった言葉を重視していたことを見てきた。西川は明治四年に『西国立志編』を読み、西洋啓蒙主義に触れていく（史料紹介第五回書状⑫、武知⑦）。その後、長崎での布教活動に従事するなか、日本が西洋諸国に対して優位に立っているという認識も失われていく。そのような中で「自主自立」は日本が西洋諸国に対抗していくための重要なキーワードとなっていく（武知⑦）。西川の述べる「質」がどういうものなのか、この書状だけからは判然としないが、西川の認識が単に「運命」に身を任せるのではなく、主体的努力を認めるものであることは間違いない。このような認識に立っていたからこそ西川自身が長崎での過酷な不況にも望むことができたのであろう。

西川は八十二郎に対して、「孝ハ老後ニ安心ヲサセ候程ノ重大ハ無之、能々御憤発頼入候也」との言葉を送っている。年老いた西川にとり、「孝」とは老人の面倒を見ることではないと言い切るのはいささか勇氣を伴うことであつたらう。ここに西川の養子八十二郎への細やかな気遣いが見て取れよう。この後、西川八十二郎は近江八幡での家業に見切りをつけ、函館にわたり函館裁判所の官吏の職に就職する。この書状で西川が述べらるはげましも八十二郎の人生の選択に多大な影響を会えたものと思われる。

### （主要参考文献）

- 西川太治朗編『西川吉輔』（近江新報社、一九〇四年）  
 小林正彰『西川吉輔』（一九七一年）  
 江頭恒治「近江商人の変種・西川吉輔」（『彦根論叢』一一三・一一四号、一九六五年）  
 『西川吉輔家文書』（滋賀大学経済学部附属史料館保管）  
 『西川吉輔文書目録』（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵資料目録）第二〇集、『滋賀大学経済学部附属資料館研究紀要』第一二号、一九七九年）  
 井上優「史料翻刻 西川吉輔書簡（二）」（『粟東歴史民俗博物館紀要』第六号、二〇〇〇年）  
 引佐町教育委員会編『引佐町史 上』（引佐町教育委員会、一九九一年）  
 遠藤 潤『近世社会と平田国学』（ぺりかん社、二〇〇八年）  
 小野 将「幕末の在地神職運動と『草莽隊』運動」（久留島浩・吉田伸之『近世の社会集団 由緒と言説』山川出版、一九九五年）  
 蒲生町教育委員会編①『蒲生町史』近世・近代編（蒲生町教育委員会、一九九九年）、②『蒲生町史』資料編（蒲生町教育委員会、二〇〇一年）  
 小川原正道『大教院の研究』（慶応大学出版会、二〇〇五年）  
 国立歴史民俗博物館『明治維新と平田国学』（財団法人歴史民俗博物館振興会、二〇〇四年）、宮地正人編『国立歴史民俗博物館研究報告一二二集 平田国学の再検討（一）』（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇五年）、同『国立歴史民俗博物館研究報告一二八集 平田国学の再検討（二）』（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇六年）  
 阪本是丸①「日本型政教関係の形勢過程」（井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』（第一書房、一九八七年）、阪本②『角田忠行翁小伝』（熱田神宮宮庁、一九八九年）、③『明治維新と国学者』（大明堂、一九九三年）、阪本④『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、一九九四年）  
 坂本紀子『明治前期の小学校と地域社会』（梓出版社、二〇〇三年）

佐藤真人①「日吉社の神仏分離論―慶応四年四月一日の廃仏毀釈を中心に―」（『国学院大学日本文化研究所紀要』五九号、一九八七年、佐藤②「日吉社における神仏分離遂行の経緯―慶応四（明治元年）迄を中心に―」（『国学院大学日本文化研究所紀要』六一号、一九八八年）

清水秀明「静岡・浜松両県下における教導職の活動（上）（下）」（『神道学』七六・七七号、一九七二年、一九七三年）

島園 進「国家神道と日本人」（岩波新書、二〇一〇年）

武知正晃①「西川吉輔の海外情報収集とその認識」（衣笠安喜編『近世思想史研究の現在』思文閣出版、一九九五年）、武知②「幕末風聞の世界と歴史の表象」（『江戸の思想』第八号、ペリカン社、一九九七年）、武知③「供御人をめぐる歴史記述―近江国蒲生郡奥島庄郁子供御人をめぐって―」（『立命館文学』第五六〇号、一九九九年）、武知④「天皇巡幸と『陵墓』の確定―弘文天皇陵の確定を素材として―」（鈴木良・高木博志編『文化財と近代日本』山川出版二〇〇二年）、武知⑤「明治初年の長崎における大教宣布運動について―西川吉輔日記の分析から―」（『日本思想史研究会会報』第二〇号、二〇〇三年）、武知⑥「『場』としての大教宣布運動」（シリーズ近世の宗教と社会第三卷、澤 博勝・高埜利彦編『知』の世界と宗教』吉川弘文館、二〇〇八年）、武知⑦「明治初年の国学者 自他認識と国民教化 ―近江八幡の国学者西川吉輔を題材に―」（台湾日本語言文学研究学会編『日本語文芸研究』第一〇号、二〇〇九年）、武知⑧「近江の平田国学関係文書をめぐる一考察」（明治維新史学会編『明治維新と資料学』吉川弘文館、二〇一〇年）、武知⑨⑩⑪「史料紹介 滋賀県立大学付属図書館所蔵 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介 第一回―第五回」（『立命館文学』第五九四号、第五九五号、第六〇一―一〇六号、第六一―二二〇号、二〇〇六年―二〇〇九年）

田中秀和「幕末維新时期における宗教と地域社会」（清文堂、一九九七年）

谷川謙『明治前期の教育・教科・宗教』（思文閣出版、二〇〇八年）

戸浪裕之「神道事務局研究序説―その設立当初の制度と生徒寮をめぐって―」（『国学院大学研究開発推進センター編』史料から見た神道 国学院大学の学術資産を中心に）所集、弘文堂、二〇〇九年）

日本近代思想大系五『宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）

幡鎌一弘①「大和における神社制度の展開―明治四年から明治一五年における―」（『神道宗教』第一四八号、一九九二年）、幡鎌②「明治初年の宗教の世俗化をめぐって」（『天理大学学报』第一八三号、一九九七年）、幡鎌③「徳川時代後期に神道と白川家」（『天理大学おやさと研究所年報』第一二号、二〇〇六年）、幡鎌④「十七世紀中葉における吉田家の活動―確立期としての寛文期―」（『国立歴史民俗博物館研究報告第一四八集 共同研究 神仏信仰に関する通史的研究』二〇〇八年）

羽賀祥二「東北各県の中教院と仏教―教部省官員石丸八郎の活動を通じて―」（『明治維新と宗教』（筑摩書房、一九九四年）

藤井貞文①「宣教使の長崎開講」（『国史学』第四四号）、藤井②「明治政府の長崎県布教」（『国学院雑誌』第五八〇号）、藤井③「中教院の研究」（『神道学』第九一―九七号、一九七六年）、藤井④「中教院の研究（二）山形県の中教院」（『神道学』第九二号、一九七七年）、藤井⑤「明治国学発生史の研究」（吉川弘文館、一九七七年）、藤井⑥「中教院の研究（三）福島県の中教院」（『神道学』第九三号、一九七八年）、藤井⑦「島根県中教院の活動」（『神道学』第一〇二号、一九七九年）、藤井⑧「島根県下における教導職の活動」（『神道学』第一一一号、一九八一年）、藤井⑨「明治政府の北海道布教」（『国学院雑誌』第六四卷第五・六号、一九八三年）

牧原憲夫①「客分と国民の間」（吉川弘文館、一九九八年）、牧原②『日本の歴史 幕末から明治時代前期 文明国をめざして』（講談社、二〇〇八年）。

宮地正人①「幕末平田国学と政治情報」（『日本の近世』一八卷、中央公論社、一九九四年）、宮地②「風説留から見た幕末社会の特質―公論的世界の端緒的形成」（『思想』八三一、一九九三年）、宮地③「幕末維新时期の文化と情報」（名著刊行会、一九九四年）、宮地④「幕末維新时期の社会的政治史研究」（岩波書店、一九九九年）、宮地⑤「幕末彦根藩の政治過程」（佐々木克編『幕末維新の彦根藩』サンライズ出版、二〇〇一年）

安丸良夫『神々の明治維新』（岩波新書、一九七九年）「近代転換期における宗教と国家」（日本近代思想大系『宗教と国家』岩波書店、一九八八年）。

山本順也「史料翻刻 西川吉輔書簡（二）」（『栗東歴史民俗博物館紀要』第八号、二〇〇二年）

山室信一「近代日本における国民国家形成の諸相」（山室『近代日本の知と政

治」、木鐸社、一九八五年)

\*なお、「西川家文書」の閲覧については滋賀県立大学附属図書館、「西川吉輔家文書」閲覧には滋賀大学経済学部附属史料館のお世話になりました。

### III 史料翻刻

書状①明治七年五月(通番九六九 吉輔直筆三一九)

(端裏)

「八十二郎殿 平安一信 大宮司」

御手紙拜見先以御安健、老僕無恙御安心可被下候、然ハ鑄物

師村安井氏之事、杉浦少宮司ノコト僕ノ事領承シ了ル、

陳ハ去ル十二日吉田村十三日志那村派出説教之所、傍

若無人ノ場ヲ行カ如ク、開筵ノ評判此一挙ニアリト弁シ磨キ

候處、男女老少大ニ感服、殊ニ区長片岡久策大ニ憤念ヲ生シ、

近傍二・三区ノ区長・戸長ヲ来集シ、為ニ一席ヲ開キ度巨區

長カへ建言ノ趣、右ニ付穴村・矢橋右片岡宅出張ニ付、来ル廿五日

迄ハ透聞無之、来ル三十一日ハ土山村田村社ノ開講ヲ約シ候事故、

右ノ様ナラハ都合宜ク、来月六日ニハ佐々木ノ開講ニ候也、右之

段、安井へ御報知被下、坂本へ被參候ハバ、廿一日迄ニ出頭セラレ候様

御下知可被下候○僕之事弥吉ト申老人ヲ当分召抱申候、何分

迂遠ナル事也、然共老実カト相見へ可憐独身モノナリ、北の庄云云ハ

片足不足ナル由大チンバ歟、少シ歟大チンバナラハ少シコマリ入申候、

此段再報ヲ待ツ、教会新聞追々被差登候へ共、配分方ノ見込

今少シ立兼候故、不日諸組へ頒布可致積也○杉浦氏云云

住所相分り安心近与町名之事承り候○甚五郎君へ

よろしくよろしく出県之節必来訪ヲ乞、今井仁平兄今日

来訪田舎ノ不自由ヲ看ニシ対酌大ニ快キ事ニ候也

其許殿ニも御業間ニハ必来訪シ給候、以上

書状②明治七年六月一六日付(通番七一八 吉輔直筆六八)

御案健愛度愚老無恙御安心可被下候、然ハ

送籍の事大ニ延行何卒彦根洪

谷周平の方へ御頼ミ被下度、右書面ハ

御認メ被遣度候也

滋賀郡第十一区上坂本村

四百六番屋敷

元岡本加寿馬宅也、為念申入候

今川氏ニ相頼ミ、よしを出坂為致セ留主

の處よろしく御注意可被下候、此頃ハ

一社大改革諸規則相替勉強致居申候

区長主人へもよろしく○納豆名物ナリ

文屋殿へ伝達致申候、御賞味可被下申候

西川八十二郎殿 吉輔〔(破損)〕

無恙

六月十六日

書状③明治七年七月九日付（通番七〇二号 吉輔直筆五二号）

御安健愛度老僕無恙無、然ハ宇平墓面相認荆妻へ  
相託シ候、可然分御撰テ早速彫刻被仰付度事、鑄物師村派出之コト、来ル廿四日ニハ押立へ可罷出様頼ミ来リ  
有之、実ニ此頃中教院建設一件ニ付園城寺延曆寺ト取合ヒ真最中、日吉ノ老大宮司延曆寺ト同心合休シテ衆人ヲ屈服  
ナサシムルト云浮説相立、大宮司ノ古狸居り候てハ三井寺ノ手  
障リトナリ法燈消滅之基ト大教院本省へ内願免職之策アリト云、官幣大社アリナカラ中教院ヲ大津へ  
被奪候てハ何ノ面目アリテカ全国神官ニ面ヲムクヘキ哉ト、進  
退ヲ極メ尽力最中ニ付可相成候、来月ニモ相成候ハバ可然ト

存候得共、教導專一ノ時勢左様候ハ不被申、鑄物師

来月ニモ  
カ延引スレハ押立モ御断リ、本庄氏カ岳氏可然ト存申候鑄物師ノ□或至急ニおしらせ被申候、十三日頃  
伊吹氏荆妻ヲ同伴帰幡ナリ、余ハ後便可申入候也

七月九日

吉輔

吉たけ殿

本庄へ一通相発シ可被下也

書状④明治七年八月二四日付（通番七〇八 吉輔直筆五八）

郵便被見御無異愚老無恙新聞件

種々御配慮万訴為ハ高考之通

極テ妙ト存申候、外ニ法方不可有之候へハ  
何分宜ク御取斗御依頼申候

一、鑄物師篤志家之生年御尋被

下候哉、可相成ハ教職相授り度早々  
御取斗可被下候

一、重々手数相掛ケ憚り候へ共

官国社神官一覽表

表名違ヒ候歟耽ト相分り不申

右ハ教部省蔵版歟之様ニモ左倉ヨリ

承り申候、槻亭主人へ御頼ミ可相什ハ

一枚買入度此段御頼ミ入被下度候コト

一、社内一同来訪追書到来拜見

承知一社不残ト申訳ニモ参り不申候得共、精々

御考可申候、中教院元滋賀院ニ於而

建設、本省許可地方聞濟院長ハ

延曆寺豪海教正ト老僕兩人ト相定、

尚又一層多務来月中旬ニハ開院

之積、全国神僧集会盛ニ相営度候

也、よろしく御承知可被下候

岳氏大評判同人へ御申入可然候

八月廿四日

日枝老人

吉武殿

書状⑤明治七年八月二四日付（通番七〇九 吉輔直筆五九）

勘七ヲ以態々御差遣、今第三時

到着書面被見、米之儀不存寄

急症終ニ養生不相叶昨午後第

一時泉下ニ入実以驚人申候、御一門

御心配之儀察入候、権兵衛殿始メ宜ク

被仰伝度候、当方佐々木・小野統而

今朝伊吹も帰村之處へ大口祀善

権祢宜拜命赴任差当り拙宅へ

引受ケ居候處、伊州救国社田中

知邦殿社用ニ付来入、彼是無人の中

毎事ニ罷在大杉町へハ文通ニ及ひ不申候、

宜ク御申入被下度、中教院建設事件

頻ニ差廻り手引ケ不申候、依之略答候也

辻村栄治殿も両三日前中風

差起り言語相分り不申候由、唯今知

邦公ヨリ承り申候

八月廿四日第三時 吉輔老人

八十二郎殿

書状⑥明治七年八月三一日付（通番七一〇 吉輔直筆六〇）

廿九日御発ノ一信今廿一日午後第二時到来披見、

鶴女急症ノ儀、重而驚愕併先平治ノ趣、

再ヒ僅々安心此上百方御手拔ケなく撰

生行届候様、偏ニ依頼之限ニ候、米子祭霊モ

無滞相濟候由安心候、下女の事本人へ篤と

依頼候處中教院開筵濟迄ハ迎も手引不

申愚案ながら頼候故、夫レ迄ハ辛抱致し

くれ候よし、八幡ヨリ坂本へ帰り候モノ性質ノ

處いか候哉、朴ナレハ大二都合よろしく此儀モ

御協議可被下候

中教院開場前百事大教正卜老僕ニ帰シ

豪海師ハ七十四ニ而有名而已指揮ノ一人ニ帰シ

善悪得失共是又一人ニ帰シ申候、細瑾ヲ不

厭擔当張り切居申候、昼夜来人不絶

大二疲労候也、身体大丈夫ナリ御安心

可被下候也

八月廿一日午後第四時 吉輔老人

八十二郎殿

書状⑦（推定）明治七年八月（通番八三七 吉輔直筆一八七）

再御伺申上候口上之覚

今般権祢宜兼少講義山本金木拜命

滋賀県ヨリ伝達

赴任之儀御達之旨承知仕候、右二付  
去ル七月十二日別紙撰拳状ヲ以御願  
申上候、人員之儀御登用ニ相成候哉御  
伺奉申上候、本人心得方モ御座候ニ付  
至急之御沙汰被成下候様奉願候也

七

書状⑧明治七年九月四日付（通番七二〇 吉輔直筆七二）

幸事男子安産兩人共大丈夫の

よし、日本一めでたく安心大慶

此上無御座候、撰生無手抜頼入候、

右之段明朝

吾皇大神へ言上神饌献上追而

呼名之儀任

神占相名附ケ遣シ可申候、愛度

閣筆

中教院事件延暦寺不条理相重り、

応接厳乎トシテ千ウノ声モ上ケ

サセ不申御一笑可被下候

隣迂人の一件承り候、畢竟一狂

生御見遁シニ可被成候也

九月四日

日枝主人

八十二郎殿

書状⑨明治七年九月八日付（通番八六二 吉輔直筆二二二）

御安健愛度、然ハ教院開筵前百事

輻湊御察被下度候、業親罷出両区長

公へ依頼本庄・岳へ評判ニハ及候得共

陰ニ西甚区長へ御依頼被下度候也、一

昨十六日栗太郡六区長へ罷出戸長

数十名集会披露及演説候處

不怪大憤発愉快ヲ極メ各擔当

之儀也、何卒御地ハ有名之土地ニ候条

幟ハ一本御奉納被下度候也、諸所

幟記之事ハ一般候得共窃ニ承り候處

中教院御開筵表賀

など相記シ候様子御適宜可然候也、又ハ

敬神愛国奉納中教院ナト承り申候

一種々入用之依頼も有之、不日小野ヲ一泊

掛ケニ差出シ可申候

西川八十二郎殿 吉輔老人

九月八日 新聞類昨夜入手〔(破損 後欠)〕

書状⑩明治七年九月一六日付（通番七二三 吉輔直筆七三）

本月十三日之一信及び其元との一領新聞類

正ニ落手、然ハ孫男追日勇壯安心之限ニ候也、

幸事飽迄大切ニ養生有之度候也、○西谷主

人追々快方此上無手拔撰生可有之候也、

鶴子追々全快何レモ降意ナリ

孫男ノコト吉ノ訓ニ候也、宜ク御心得可被下候

おふさの事増様相考中不日与志へ

可申入候也、宮参リハ随分ト延シ候方愛度候也

黒紋附

ひさへ羽織 五日市ノ分

外ニブトフ色ノ

此方ニ無之候 分塗候へ共不評

八幡ニ有之候ハバ

早々御越し可被下候也

今日モ即刻志那吉田辺区長方へ派出

教諭

教院派出方ニ候、此頃ハ多忙昼夜ヲ不分

社頭教院掛持ニ致申候、御察シ可被下候

一隣迂事件御心遣察入候、何事モ宿恨ヲ

挟ミ候事ト存申候、屋根の瓦の事拙老杯

左様僅々ノ事件ニ頓着致し不申ト

御申聞ケ可被下候、実ニコマリモノ也、先方出掛ケ

次第ニ御相手ニナリ可然候、併シ平穩キ程ノ

アルモノナレハ区長ト談シ、万一ノ時ハ御引ケ  
ヲ御取被成間敷候也、以上

九月十六日 吉輔老人

吉武殿

岳へ至急御達シ被下度候也

書状⑪明治七年九月二三日付（通番七二四 吉輔直筆七四）

口代

弥御安健奉賀候、小野氏態々

差向ケ申候、よく御相談被下

宜ク御取斗可被下候

一、上等葬祭図式

右ハ壯嵐舎へ一部御買上ケ可被下

代金壹歩二朱

一、吉之輔宮参リハ何レ来月末迄

御延し可被下候、休暇を給り下向

可致候、開院前百事一身ニ帰シ

繁忙併し滋賀新聞へのセ

申候

来月当日ニハ必ス御そろひ

御出社可被下候、以上

八十二郎殿

吉輔老人

無恙

九月廿二日

書狀⑫明治七年十月十五付（通番八八〇 吉輔直筆二三〇）

秋冷弥増候處、御安健御奉職奉賀候  
然ハ当社権祢宜山本金木今般転任被  
仰付候而ハ右□官之儀先書ニも願置候通  
国情も有之人撰具状之上御差向被下  
度其御開濟も有之依之

佐々木定俊

右ハ別紙撰挙状を依願置申候、此者  
当管下中教院建設ノ初ヨリ擔当尽力  
能ク會計ノ任ヲ務メ大ニ人心ヲ得申候  
右ニ付而御社頭御用ニモ急度可相立卜  
一同存申候、何卒至急之御沙汰ヲ願度  
実ハ中教院開延盛大ヲ極メ候得共、隨而  
御入費モ多分、是非共右佐々木氏無之而ハ  
向後取扶キノ方法相立神官ノ權勢ヲ  
不落ニ付而ハ同人無之テハ難行届、此段分而  
御汲量被成下出路至急之御沙汰  
相成候様御尽力一入奉願候、何分多分之僧

侶ニ僅ニ五百人ニ不足疲弊神官ヲ集メ  
協和為致候事故、万々會計ノ一策ニ存之  
前文宜御考何卒速ニ御聞濟相成候様、願  
度則今十五日撰挙状ヲ以上申候段  
其節へ御周旋可被下候也

十月十五日

西川吉輔

常世殿

尚々御著述モノ追々相弘候處、代料モ  
受取置候条不遠幸便ニ託シ差出シ  
可申候  
官社奉仕ノ人員録本省ニ於而  
上梓之趣佐倉市平へ御命之  
一部至急ニ御廻シ被下度願上候也

書狀⑬明治七年十一月一日付（通番八八八 吉輔直筆二三八）

昨今助ケ船ニ罷出候者ヨリ承り候處、死人も不尠中ニハ  
墨クスホリニ相成候者も有之候哉之由、全ク幸崎沖ニ而  
破裂ト申事ニ候也

御安全愛度、老官益無事、日々奉  
務御休神可被下候、然ハ岳も小教院へ  
寓ヲ下シ、今日引移申候、大口モ家族

ヲ引繕ひ両三日前来着、右ニ付休暇ヲ  
 給り今日比ヨリ帰省之心得ニ候處、社頭  
 重大之例式有之て、長節も有之旁以  
 五日比ヨリ帰省之手順ニ相成申候、吉之輔  
 宮參り八十日比ニ被成可然、十三日ニハ平松村  
 学校開講ニ被相頼至急度引受ケ罷在  
 十四日ニハ一先家族ヲ引繕ひ坂本へ  
 引越可申候、此段申入置候也  
 皇・清ノ葛藤も確説ハ承り不申候へ共  
 御破談勝ト歟申風聞有之、弥左様  
 ナラハ説教上ニも関係大注意可致事也、只  
 今一声ノ炮音ニ比ひ候響音有之、何ナル事歟ト  
 相怪ミ罷在候處、豈斗一艘ノ蒸氣湯釜破裂  
 ト相見へ、山田辺ノ浦近キ所ニ沈ミタル船アリ  
 今遠鏡ニ而打眺メ候處、助ケ船ト思シク數十ノ  
 小船コキ附其体沸湯ノ如ク大混雜折柄  
 通航ノ蒸氣式艘ハセ附諸人ヲ助ケ候体  
 偕々大取紛之趣八幡人ニ怪我ハ無之哉  
 去ながら晴天白日殊ニ波静ニ而溺死ノ  
 人ハ少ク候事と安心此事ニ候也、イツクノ  
 浦ノ船ニ候哉、氣ノ毒千万ナルコト也、堅固  
 ノ船ト雖油断ハ相成不申候也

十一月一日午後第一時 吉輔

八十二郎殿

史料紹介 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介（第六回）

書状⑭明治七年一月二四日付（通番七二五 吉輔直筆七五）

御曉無恙着岸、御安心吉之輔乳沢山  
 日々肥大実ニ驚斗り無事、御安心致候  
 米六行六両入手紙明金銭ハ小野氏へ  
 必御託シ被下度候也、文通五緘箱一ツ  
 夫々至急御達可然候也、滞留中程々御配  
 意喜入候也、偕其許一身上之儀愚老  
 兼而掛念之次第も有之、委細孫之屋主人へ  
 依頼置候条、追而談判も可有之御懇談可  
 有之候也、何事も運命ノ補助無之而ハ、不相  
 成ハ申迄も無之、天賦ノ才各其長スル所  
 アリ其長ヲ伸シ候無之而ハ運命甲斐ナシ共  
 難申能々所長天賦ノ質ヲ練交  
 死ヲ以御勉強有之度、自主檀権ノ世  
 界少縛シ不申、何事も御深考篤ト  
 御相談可被成候、孝ハ老後ニ安心ヲサセ候  
 程ノ重大ハ無之、能々御憤発頼入候也

十一月廿四日 坂本老人

八十二郎へ

（中華民國〔台湾〕台湾首府大学応用外語系日語組助理教授）

